

Internet Week 2015

著作権の未来～TPP・フェアユースとプロバイダ責任制限法～

TPP ISP条項とプロバイダ責任制限法

2015年11月5日付知的財産権章J節暫定テキストの検討

2015年11月17日
ニフティ株式会社
理事・法務部長
丸橋 透

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership)協定

- 市場アクセス
- ルール共通化 (全30章)
 - 内国民待遇
 - 電気通信
 - 電子商取引
 - 投資 ; 投資家と投資受入れ国との間の紛争の解決 (I S D S) 規定
 - 紛争解決 (国家間)

等と並び

- 第18章 知的財産章(Intellectual Property Chapter)

- 医薬品
- 商標
- 特許
- 著作権
- 地理的表示

国内法の要手当て
リストに無い

第J節 インターネットサービスプロバイダー (Internet Service Provider)

- 付属書類(ANNEX) 18-F (カナダ例外)
- 付属書類(ANNEX) 18-E (米国=チリFTA例外)

18.81条：定義（著作権、ISP）

18.82条：法的救済手段とセーフハーバー

1項：オンライン上の著作権侵害の救済手段の導入と

ISPへの「適切な」セーフハーバーの提供義務

- 救済手段とセーフハーバーのフレームワークの必須要素

(a) ISPが権利者と協力する等、権利侵害を抑止（deter）する法的インセンティブ

(b) ISPに対し損害賠償責任を課す効果のある法の制限

2項：1(b)の責任制限が適用になる機能

(a)1対1通信; (b)キャッシング; (c)ホスティング; (d)サーチエンジン

3項：1(b)の責任制限の資格（又は制限されない）要件の法定;2(c),2(d)では迅速な削除+削除免責

4項：反対通知システム（e.g. DMCA）をとる場合の復活義務

5項：故意の重大な虚偽通報の損害賠償義務

6項：責任制限要件としての常時監視及び能動的侵害事実調査の禁止

7項：発信者情報開示制度の導入義務

8項：責任制限を満たさなくともそれだけで責任を課してはならないこと。著作権法上の制限や例外、その他の防御に影響しないこと

9項：権利者とISPへの影響を斟酌することの重要性を認識すること

1項：救済手段とセーフハーバー提供

(a) ISPが権利者と協力する等、権利侵害を抑止(deter)する法的インセンティブ

(b) ISPに対し損害賠償責任を課す効果のある法の制限

J節全体の例外

米国=チリFTA型
(ANNEX18-F)

2項：ISPの機能

(a) 1対1通信
(b) キャッシング
(c) ホスティング
(d) サーチエンジン

4項：反対通知 (オプション)

復活義務

3項：責任制限の 資格要件

2(c), 2(d)では迅速な
削除+削除免責

3項/4項の例外

カナダ型 (ANNEX18-E)

日本型 (fn154)

共通事項

5項：故意の重大な虚偽通報の損害賠償義務

6項：責任制限要件としての常時監視及び能動的侵害事実調査の禁止

7項：発信者情報開示制度の導入義務

8項：責任制限を満たさなくともそれだけで責任を課してはならないこと。

著作権法上の制限や例外、その他の防御に影響しないこと

9項：権利者とISPへの影響を斟酌することの重要性を認識すること

TPP J節18.82条		民法・プロバイダ責任制限法と著作権法
1項 柱書	権利者に対する救済手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ (直接) 侵害者に対して損害賠償 (民法709条) ・ (直接) 侵害者に対する差止 (著作権法112条)
1項 柱書	ISPの「適切な」セーフハーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロバイダ責任制限法 (以下「プロ責法」) 3条1項はセーフハーバーではない。権利者に対する不作為不法行為責任を負わない(=作為義務発生) 要件を抽出して確認しただけ。 ・ 対発信者の責任制限は、「相当の理由」がある場合 (3条2項1号) 「意見照会から7日経過」 (3条2項2号) があるが、敢えて言えば、後者のみがセーフハーバー
1(a)	ISPが権利者と協力する等、権利侵害を抑止 (deter)する法的インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不作為の不法行為責任 (民法709条) ・ いわゆる間接侵害による差止め (明文無し) <p>※"deter"にはスリーストライクも含まれ得るか？</p>
1(b)	ISPに対し 著作権侵害による 損害賠償責任を課す効果のある法の制限 (セーフハーバー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロバイダ責任制限法 (以下「プロ責法」) 3条1項はセーフハーバーではない。不法行為の被害者(=権利者)に対して不作為不法行為による損害賠償責任を負わない要件を確認しただけ。
2項	1(b)の責任制限が適用になる機能	
	(a)1対1通信	規定無し (責任が無いことが自明)
	(b)キャッシング	中継時の記録の権利制限(著作権法47条の5 ②項)
	(c)ストレージ・ホスティング	特定電気通信 (プロ責法2条1項);関係役務提供者 (3条柱書)
	(d)検索エンジン	検索エンジンの権利制限 (著作権法47条の6)

T P P	民法・プロバイダ責任制限法と著作権法
3項 1(b)の責任制限の資格要件または資格を充たさない状況の法定※；ホスティング[2(c)]・検索エンジン[2(d)]では迅速な削除+削除免責（非削除者への通知必要） ※日本型の例外を認める(fn165)	○プロ責法3条1項①・②号は責任制限されない範囲を法定 △プロ責法3条では迅速な削除義務無し（不作為の不法行為を問われ得るのみ）⇒プロ責法著作権関係GL(著作権GL)で手当て △被削除者への通知義務無し(2項②号は通知した場合の免責) ○検索エンジンはスニペットやサムネールによる著作権侵害を知ったとき以降の自動公衆送信停止義務(著作権法47条の6) ※中継サービス時の記録の権利制限(著作権法47条の5②項) ⇒著作権侵害を知ったとき以降の複製物保存禁止(同③項)
4項 DMCA型の反対通知+復活システム（オプション）	×プロ責法・著作権法では不採用。△プロ責法3条2項②号では被削除者に通知し、削除への反対意見が無い場合の免責を規定
5項 故意の重大な虚偽通報の損害賠償	○不法行為責任（民法709条）
6項 責任制限要件としての常時監視及び能動的侵害事実調査の禁止	○プロ責法3条1項では、情報流通事実を知らない場合に損害賠償責任を負わないことを確認＝常時監視義務無し。 ○「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」（1項②号）も能動的調査を要求していない。
7項 発信者情報開示制度の導入義務	○プロ責法4条
8項 責任制限を満たさなくともそれだけで責任を課してはならない。著作権法上の制限や例外、その他の防御に影響しない。	○プロ責法3条は民法の特別法＝自明
9項 権利者とISPへの影響を斟酌することの重要性を認識すること	△プロバイダの負担軽減については、衆参総務委員会議事録

TPP J節18.82条3項fn154	プロバイダ責任制限法と著作権GL
<p>柱書 以下のフレームワークを維持することで18.82条3項の責任制限の資格要件法定義務を遵守したことになる</p>	<p>国が著作権GLを維持する義務 △衆参総務委員会の政府側答弁？ 維持できる権限？⇒総務省と文化庁はオブザーバ</p>
<p>(a) 政府の関与により設立されたISPと権利者の代表が含まれるステークホルダー組織があること</p>	<p>△衆参総務委員会の政府側答弁？ ○プロバイダ責任制限法関係ガイドライン等検討協議会（協議会）</p>
<p>(b) 当該組織は、効果的、効率的かつタイムリーな手続きを構築し、維持する。当該手続きによれば、当該組織に認定された機関が、各著作権侵害を主張する通知の有効性を遅滞無く証明する。当該有効性は、当該通知が過誤または誤特定の結果でないことを確認することによるものである。当該確認は、関連するISPに証明通知を送達する前に行われる。</p>	<p>○協議会はプロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン（著作権GL）を作成・公表し維持している。 ○協議会は、信頼性確認団体を認定する。 ○信頼性確認団体は、以下を確認する。（著作権GL V章） ・申出者の本人性確認 ・申出者が著作権者であることの確認 ・デッドコピーの著作権侵害（著作物性、権利の帰属性について既に争いとなっているものではないことも含む）の確認 ○信頼性確認団体の確認書は、著作権者の削除請求と同時に提出される。（著作権GL III章）</p>
<p>(c) ISPが1(b)の権利制限を受けるための資格要件を満たすために従うべき以下を含む適切なガイドラインがある。 ・ISPが証明通知を受領次第、特定された素材を速やかに削除またはアクセス禁止することを要求すること ・当該ガイドラインに基づき誠実に当該削除またはアクセス禁止したことによる免責。</p>	<p>△著作権GLでは削除による対著作権者免責を充たさない。 ○著作権GLの要件を充たす場合、速やかに削除等の措置を講ずるものとする（著作権GL VI章1） △著作権GLに従って適切に対応していれば、「裁判所によっても法3条の「相当の理由」があると判断され、プロバイダ等が責任を負わないとされるものと期待される」（著作権GL I章2） ⇒対発信者免責。対権利者の責任制限では、3条1項の「相当の理由」は、権利侵害認識ができた場合＝削除義務が生じている状態。</p>
<p>(d) ISPが権利侵害を現実に認識しているか権利侵害が明白になる事実や状況を認識している場合にその責任に対する適切な（救済）手段があること</p>	<p>○ISPがプロ責法3条1項①号または②号に該当すれば、責任制限されない。 ○デッドコピーの著作権侵害事案では、不作為不法行為による損害賠償責任が発生する蓋然性が高い。</p>

- プロ責任法（ハードロー）+著作権GL（ソフトロー）のフレームワーク
 - ⇒ISP条項のフレームワーク[= 1(b) +3項柱書き +fn154]を充足するか
 - △フレームワーク全体としては「適切な」セーフハーバーと評価するのも可能だが・・・
 - △著作権GLに「政府の関与」があると言えるか？
 - △著作権侵害のセーフハーバー（免責）とは言いにくい。

○想定されるケース

- ・ TPP加盟国の著作権者が米国型Notice & Takedownのノリで、パロディ作品の削除請求
 - ⇒ プロバイダは、著作権GLに基づき（対象外なので）個別処理；照会した結果、プロ責任法3条2項①号・3条1項②号の「相当の理由」のいずれも無いとして放置
 - ⇒ 請求者は裁判手続き（対プロバイダ）を強いられる。
日本のプロバイダ責任制限フレームワークがTPP不適合であるからだ！
- ・ TPP加盟国の著作権団体が著作権GLに基づく信頼性確認団体の審査を申請
 - ⇒ 審査で不合格
 - ⇒ 著作権者が個別の削除請求
日本のプロ責任法フレームワークがTPP不適合（または内国民待遇違反）だ！

○不適合であれば

- ⇒政府間紛争解決手続（第28章）
- ⇒間接收容（第9章投資章7条収容条項+ANNEX9-B）であると主張する私人
対 政府の紛争解決手続（ISDS；9.17条以下）

○法的インセンティブ

注149で、法的インセンティブは様々な方法（different forms）が許容される。

○抑止（deter）手段の範囲は？

- ・ いわゆるスリーストライク制のような段階的反応（graduated response）
- ・ DMCAスタイル（米＝シンガポールFTA等）であれば
 - キャリヤによる複数回侵害者のアカウント停止ポリシー
 - 外国ウェブサイトのブロッキング

⇒いずれもTPPには明記無し ⇒ 今後の修正協議？

○日本法は適合するか？

- ・ 権利者とISPの協働： 著作権GLは法的インセンティブの結果？
- ・ 現に侵害する素材を認識した上で放置するとプロ責法3条1項適用無し
⇒不作為の不法行為責任
- ・ 間接侵害によるホスティングプロバイダに対する差止めは可能（プロ責法の規律無し）
ex) ファイルログ事件、TVブレイク事件
- ・ 妨害予防請求＝将来に向かっての差止めは困難
- ・ 特にアクセスプロバイダに対する差止めは困難
 - ×複数回侵害者のアカウント停止
 - ×ウェブサイトブロッキング

cf. 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」（平成22年5月18日）

ニフティとなら、きっとかなう。
With Us, **You Can.**

@nifty 